

嵐山町住宅リフォーム等補助金交付要綱

平成 23 年 9 月 30 日

告示第 218 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅改善を促進するとともに、住宅関連業種の振興及び町民生活の向上を図るため、住宅のリフォーム工事及び耐震改修設計（以下「リフォーム等」という。）に要した費用の一部を予算の範囲内で補助するため必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、嵐山町補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和 52 年規則第 4 号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 町内施工業者 嵐山町内に事業所を有する業者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすもので、個人住宅を町内施工業者によりリフォーム等を行ったものとするが、住宅のリフォームについては町内施工業者ではできないと認められる工事は町外施工業者において行うものとする。ただし、同一申請人については一回限りとする。

- (1) 町に住民登録又は外国人登録をおこなっていること。
- (2) 申請時において、町税(国民健康保険税も含む)を滞納していないこと。
- (3) 補助金のリフォーム等を補助金交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること。
- (4) 対象となるリフォーム等について、町で実施している他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないものであること。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者のリフォーム等において金額（消費税を含む。）が 20 万円以上とし、次に掲げるリフォーム等に要した費用とする。ただし、一つの住宅について 1 回限りとする。

- (1) 建物の内外装の改修工事
- (2) 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修工事（下水道等接続工事は除く。）
- (3) 耐震改修設計については、嵐山町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成 21

年告示第 20 号) により耐震診断を行った後の耐震改修設計であること。

2 前項の場合において、事務所等が併設された部分については按分し補助対象を算出する。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、リフォーム等に要した工事金額の 100 分の 10 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、20 万円を限度とする。

(交付申請書の様式)

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の交付申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(交付申請の添付書類)

第 7 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類の添付は要しない。

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に定める書類は、次のとおりとする。

(1) リフォーム等の見積書の写し

(2) リフォーム等の図面等(簡易的なものでも可)

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、嵐山町住宅リフォーム等補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は嵐山町住宅リフォーム等補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 9 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告書の提出)

第 10 条 補助事業者は、補助金に係るリフォーム等を完了したときは、完了後 1 月以内に、嵐山町住宅リフォーム等補助金実績報告書(様式第 4 号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 改修前及び改修後の現場写真

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条に基づく検査済証(建築確認の申請が必要な改修に限る。)

(工事完了の確認及び通知)

第 11 条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、嵐山町住宅リフォーム等補助金工事完了確認通知

書（様式第5号。以下「確認通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求手続）

第12条 補助事業者は、確認通知書を受けたときは、嵐山町住宅リフォーム等補助金請求書（様式第6号）により、町長に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消すとともにすでに交付をした補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。補助金の全部又は一部の返還をさせることが決定したときは、嵐山町住宅リフォーム等補助金交付取消し決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 工事を中止したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。